

令和7年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年6月3日（火曜）

1. 招集の場所 立科町議会会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1 番 秦野 仁美	2 番 宮坂 幸夫	3 番 小野沢常裕
4 番 今井 健児	5 番 芝間 教男	6 番 中村 茂弘
7 番 森澤 文王	8 番 村田 桂子	9 番 榎本 真弓
10 番 今井 清	11 番 村松 浩喜	12 番 今井 英昭

1. 不応招議員 な し

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 竹重和明	町民課長 荻原義行	企画課長 市川 偉
教育次長 羽場厚子	建設環境課長 羽場雅敏	
産業振興課長 篠原英男	会計管理者 櫻井千佳	
庶務係長 市川 理		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田口 仁	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

1 番 秦野 仁美
2 番 宮坂 幸夫

散会 午後2時04分

(午前10時00分 開会)

議長（今井英昭君） おはようございます。

ただいまから令和7年第2回立科町議会定例会を開会します。

現在までの出席議員は12名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

企画課から写真撮影、また報道機関から写真・ビデオ撮影等の申込みがあり、今会期中これを許可してありますので、ご承知願います。なお、本会議の一部についてはケーブルテレビで生中継も行いますので、ご承知ください。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた説明員は、理事者です。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（今井英昭君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番議員、秦野仁美議員、2番議員、宮坂幸夫議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（今井英昭君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、今井健児議会運営委員長より報告願います。今井健児議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番（今井健児君） おはようございます。議会運営委員長の今井健児です。会期の検討結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、5月20日、議会運営委員会を開催し、令和7年第2回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日6月3日から6月13日までの11日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長（今井英昭君） お諮りします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月13日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月13日までの11日間と決定し、お手元に配付した会期日程表のとおりとします。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（今井英昭君） 日程第3 町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。木々の緑の深まりとともに初夏の爽やかな季節を迎えた中、本日ここに令和7年第2回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年は例年になく雪解けが早く、仕付け時期の降水量が少なく女神湖頼みが続いておりましたが、5月中下旬の降雨によって代かき期の用水量の確保にめどが立ち、田植え作業が順調に行われています。また、2年続きで低温凍霜害に見舞われた果樹につきましては、一部地域のりんご園を除き被害は出ていないとの報告を受け、ひとまず安堵いたしました。昨年腐らん病感染やカメムシの異常発生により品質低下を招き、贈答用りんごが品薄となりました。早期発見、早期薬剤散布等の対策が必要ではありますが、即解決できる問題ではありません。町といたしましては、JAや果樹農家と協力し合いながら立科りんごのブランド力維持に努めてまいります。

次に、米生産農家が多い当町にとっても関心が高い米の価格高騰に対する政府備蓄米の放出と販売価格について触れさせていただきます。5月20日付の信濃毎日新聞の掲載記事によると、「農林水産省は19日、全国のスーパーでも5月5日から11日に販売された米5キロ当たりの平均価格が、前週に比べ54円高い4,268円だったと発表した。前週は18週ぶりに値下がりになったが、下落傾向は続かず、過去最高値を再び更新し、前年同期と比べると2倍程度の高値が続いている。そうした中、さきに就任した農林水産大臣の意向を踏まえ、政府は改めて備蓄米放出の詳細を発表し、備蓄米の価格引下げにつなげるとしておりますが、通常の国産米の価格は高値で推移しており、米全体の販売価格の抑制につながるかは見通せないとの報道もあります。迅速な備蓄米流通と米全体の販売価格の適正化や、米生産農家の所得安定につながる米政策となることを期待してやみません。

さて、国では物価高対策としてガソリン価格を引き下げる新たな支援策が5月22日から始まりました。軽油も対象で、国は段階的に補助額を増やし、1リットル当たり最大10円の定額補助を実施する。また、電気・ガス代を標準的な家庭で猛暑の7月から9月までの3か月の間、計3,000円の負担を抑制する。特に、冷房使用が増える8月は補助額を引き上げる等、物価高に苦しむ消費者の負担軽減を図るとの報道がありました。食料品等の値上げが続く中、今後とも国県の物価高対策等を注視しながら、末端行政が出来る支援を行ってまいります。

次に、4月以降の主な取組状況について、4点申し上げます。

まず1点目は、人口減少抑策の一環である居住環境を整える施策事業としてかねてより進めてまいりました移住定住促進住宅、いわゆる町営住宅建設につきましては、4月9日、建設予定地において起工式と安全祈願祭を執り行いました。今回の町営住宅は、移住希望者が最も希望する町中心部で眺望のよい田園エリアを選定し、立科町

産木材のカラマツを使用した3タイプ、1LDKから4LDK11棟を令和7年度中の完成を目指して工事に着手いたしました。また、住宅団地造成した西塩沢三葉団地も順調な販売状況で推移しており、空き家の活用も民間委託によって、徐々にではありますが促進が図られていています。今後とも、居住環境整備を進めながら人口減少抑制につなげてまいります。

2点目は、茅野市と立科町にまたがる蓼科・白樺高原の3つの湖、蓼科湖・白樺湖・女神湖を中心に日本を代表するレイクリゾートを創生するための指針となるレイクリゾート構想基本方針の報告会が、4月25日に池の平ホテルにおいて行政・観光団体等関係者が出席して開催されました。私は、冒頭の挨拶でも申し上げましたが、観光客のニーズに応える多様なサービスの提供が求められる中、3湖周遊を促進する滞在型プランの開発や地元産品を活用した商品開発など、地域の特色を活かしたコンテンツづくりを地域住民と一体となって取り組むことが重要であると考えます。また、自然環境の保全や観光振興の両立を図る取組によって、地域経済の活性化や雇用の創出につながることを期待をしております。

3点目は、民間企業の業務ノウハウやネットワークと立科町の人材を結びつけて新たな雇用の確保と地域経済の活性化を目指し、5月26日には日本社宅サービス株式会社、立科町、一般社団法人立科町振興公社の3者による多様な働き方推進に関する連携協定の締結式が立科町役場会議室において行われました。町内の就労機会の不足や多様な働き方への対応といった課題に対して、町単独では限界がありますので、民間企業との連携によって課題解決が図られていくものと考えます。今回の連携協定によって、選ばれる町としてのイメージアップにつながることを期待をしております。

4点目は、本年4月7日に発生した蓼科牧場ゴンドラリフトの索条、いわゆるワイヤーロープ損傷によって営業を一旦中止し、原因者である指定管理者の責任により索条損傷箇所の一部交換を行い、5月24日土曜日から営業を再開しました。施設所有者である町として、索道施設の安全確保と冬季ゴンドラ利用に支障を来さないよう、索条の全線交換を町の責任において行ってまいります。

以上、主な取組について4点申し上げました。

このほか、7年度予算執行に基づき、たてしな保育園の遊技室にエアコン4台を設置する工事が発注となり、6月中には完了する予定であります。園児たちが、猛暑の際にも安心して屋内で遊べる環境を整えてまいります。また、たてしなスマイル交通の一部デマンド化を本年秋開始予定であります。たてしなびから予約できるシステムの構築に向け、現在業者に委託中であります。

自立を選択した立科町では、多くの公共施設が老朽化により整備の必要性に迫られる中、将来を見据えた施設利用に鑑みて、その必要性や施設規模、財源確保などを十分検討する中で計画的な施設整備を図ってまいりますので、町民皆様、議会皆様方のご理解とご協力を賜りたくお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

続いて、令和7年3月定例会以降の町長諸般の報告につきましては主なものを申し上げ、その他につきましてはお手元に配付をさせていただきましたので、ご覧ください。

3月18日、卒業生46名の小学校卒業式、19日には卒業生54名の中学校卒業式に、25日には卒園児42名の保育園卒園式に出席し、それぞれ厳粛の中にも和やかに、そして希望に満ちあふれた立科の子どもたちの新しい門出に立ち会わせていただき、輝かしい未来に期待を寄せたところであります。

4月1日には、一般社団法人立科町振興公社設立セレモニーを行い、これまで町が実施してきたテレワーク事業を公社に移行し、社会福祉型テレワークにより一層推進してまいります。

4月2日には、保育園に29名の入園児、4日には小学校に43名、中学校にも43名の新入生を迎え、お祝いの言葉を申し上げました。

4月2日、消防団新幹部・新入団員任命式を行い、地域の安全・安心を守る消防団の皆さんに感謝と激励の訓示をいたしました。本年度の新入団員は、6名であります。

4月10日には、区長会・部落長会の総会が開催され、新役員が決定されるとともに、各課からの行政情報等の伝達を行いました。

4月24日には、長野県市町村対抗駅伝大会壮行会に出席し、選手の皆さんを激励しました。

5月24日には、小学校運動会が行われ、子どもたちの元気な姿を目にすることができ、拍手を送り続けてまいりました。

6月1日には、夏山開き及びすずらん祭りに出席し、夏山シーズンの安全と多くの皆様が訪れていただくことを祈願してまいりました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に提出しております議案等の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例改正1件、補正予算2件、専決処分の承認を求めるもの7件、報告5件であります。

議案第36号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正につきましては、子の養育に関し、職員が時間外勤務の制限の請求ができる子の範囲を拡充するとともに、家族の介護がある職員に仕事と介護の両立を支援する改正であります。

議案第37号 令和7年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定予算に歳入歳出それぞれ5,366万1,000円を追加し、総額を56億2,849万7,000円とするものです。主な内容は、総務費では定額減税不足額給付金給付事業に係る事業費、商工費ではたてしなスマイル交通シラカバ線の車両の更新に係る費用の補正、その他4月の人事異動に伴う人件費等所要の補正であります。

議案第38号 令和7年度索道事業特別会計補正予算（第1号）は、蓼科牧場ゴンドラリフト索条交換工事に係る事業費の補正が主なものであります。

また、専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、その承認を求めるもの、条例の一部改正2件、補正予算5件であります。

報告は、令和6年度一般会計、水道事業会計、下水道事業会計に係る繰越明許費の報告3件、令和6年度一般会計に係る事故繰越の報告1件等であります。

提案いたしました案件につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎日程第4 議会諸報告

議長（今井英昭君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、芝間教男……（発言する声あり）町長より補足が求められましたので、許可いたします。

町長（両角正芳君） すみません、先ほど挨拶の中でいわゆる町営住宅移住定住促進住宅の11棟というふうに申し上げました。10棟の間違いであります。申し訳ありませんでした。

議長（今井英昭君） 次に、芝間教男総務経済常任委員長より自席で報告願います。

5番（芝間教男君） 5番、芝間です。総務経済常任委員会として各団体の総会等に参加をしております。

以上であります。

議長（今井英昭君） 次に、村田桂子社会文教建設常任委員長より自席で報告願います。

8番（村田桂子君） 社会文教建設常任委員会の長として、各種団体の総会などに参加をいたしました。

以上です。

議長（今井英昭君） これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号～日程第7 承認第3号

議長（今井英昭君） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例の一部を改正する条例）から日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度立科町一般会計補正予算（第8号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第

3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

裏面は、専決処分書となります。

承認を求めます内容は、立科町町税条例の一部を改正する条例であります。

これは、令和7年4月1日を施行日とする地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、その他関係する政省令等が令和7年3月31日に公布されたことにより、これに関する町税条例の改正を行っております。

条例改正につきましては、議会の議決が必要なため、本来定例会や臨時会において議決いただくべきものですが、議会を招集する時間的余裕がないこと、国の税制改正に伴うものであり、特に町として独自に規定した条項等がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分をしたものであります。

初めに、主な改正の概要を申し上げます。

地方税法では、送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでない場合等で郵送等の送達が困難な事情があると認められる場合は、その送達に変えて公示送達をすることができ、地方団体の掲示場に掲示して行うこととされております。この公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した地方税法施行規則の改正に伴うものであります。

個人住民税では、大学生世代の子等に関する特別控除である特定親族特別控除を創設し、控除対象となる子等の所得要件により親等が段階的に控除を受けられる仕組みを導入いたします。

軽自動車税では、総排気量125cc以下で50cc相当の最高出力4.0キロワット以下に制御された原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を、50cc原付と同額の年額2,000円にするものであります。

固定資産税では、大規模な修繕工事等を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、一定の条件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定が新設されます。

町たばこ税では、加熱式たばこに係る国・地方のたばこ税の課税方式を見直し、重量のみに応じて紙たばこに換算する方法とするほか、一定の重量以下のものは紙たばこ1本分として課税するもので、その他法律改正に合わせ、文言の整備、項ずれの整備等所要の改正を行うものであります。

改正文1ページから説明いたします。

公示送達の第18条では、「は、」の次に「公示事項を地方税法施行規則第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「立科町公告式条例に規定する掲示上に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとるこ

とによってする」ことに改め、インターネットを用いる方法も可能といたします。

個人住民税の所得控除を規定する第34条の2の改正は、「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改めます。特定親族特別控除を所得控除に加えることにより、地方税法第114条の第1項第12号に規定する自己と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の特定親族における前年の合計所得金額が58万円を超え、123万円以下の場合、段階的に45万円から3万円の特定親族特別控除を受けることができるようになります。

第36条の2第1項ただし書中の次の行の「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額」を加え、町民税の申告書に反映し、同条第10項中の「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めることについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の項ずれに対応します。

第36条の3の2第1項第3号及び次の行の第36条の3の3第1項の改定は、個人の町民税に係る給与所得及び個人年金等受給者の扶養親族等申告書に特定親族の氏名を記載するものであります。

第82条第1号の改定は、軽自動車等に対して課する種別割の税率のうち、原動機付自転車に「ウ二輪のもので総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもので税率は年額2,000円」を加え、所要の改正を行うものであります。

第89条第2項、行の後方の第5号の改正は、減免の申請書に先ほどの改正を反映するものです。

下から2行目の第90条第2項の改正は、行の後方の「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報が記載された免許情報記録個人番号カードを提示」に改め、身体障がい者等に対する種別割の減免申請時に運転免許証または運転情報記録個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを提示することになります。

2ページの3行目、同項第5号の改定は、免許情報記録個人番号カードを加えたことによる所要の改正を行うもので、第3項を加え、「前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記載された記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない」と定めます。

法律の改正に伴う項ずれの整備、所要の改正が続き、2ページの中ほどの附則第10条の3に第13条を加え、新設された日から20年以上を経過したマンションで、建物の外壁等の大規模な修繕工事等を行った特定マンションに係る区分所有の家屋については、区分所有の納税義務者の申告書の提出がなかった場合においても、法律に規定する管理組合の管理者等から期間内に書類の提出がされ、要件に該当すると認められるときは固定資産税の3分の1を減額することができるものとします。

附則第16条の2の次に、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準額の特例として、16条の2の2を加えます。「令和8年4月1日以降に売渡し若しくは消費等が行われ

た加熱式たばこに係る製造たばこの本数は、現在の第94条第3項の規定にかかわらず、当分の間次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする」。

3 ページにかけて、第1号では、葉たばこを原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこについて規定し、当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法と定めます。

第2号では、前号に掲げるもの以外の加熱式たばこについて規定し、当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法、ただし当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法と定め、第2号から第4号については第1号の第1項の換算方法によってより詳細に記載するものであります。

附則第1条として、施行期日を令和7年4月1日とするものですが、以下第1号に掲げる改正規定は令和8年1月1日から、第2号に掲げる改正規定は令和8年4月1日から、第3号に掲げる改正規定は令和8年6月を超えない範囲において政令で定める日とするものです。

続いて、4 ページにかけて、第2条は公示送達に関し、第3条は町民税に関し、第4条は固定資産税に関し、第5条は軽自動車税に関し、5 ページにかけて第6条は町たばこ税に関し、それぞれ改正に伴う経過措置を規定するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

裏面は、専決処分書となります。

承認を求めます内容は、立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

これは、令和7年4月1日を施行日とする地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、同法施行令等が令和7年3月31日に交付されたことにより、これに関する国民健康保険税条例の改正を行うものです。

承認第1号と同様に、条例改正につきましては議会の議決が必要なため、本来定例会や臨時会において議決いただくべきものですが、国の税制改正に伴うものであり、

議会を招集する時間的余裕がないこと、特に町として独自に規定した条項がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分をしたものであります。

今回の改正は、課税限度額の引上げにより高所得者層の限度額を見直し、併せて軽減判定所得の引上げにより低所得者層の負担の軽減を図る内容となります。

次ページの改正文をお願いいたします。

第2条第2項ただし書中では、医療分である基礎課税額の上限を「65万円」から「66万円」に改め、第3項ただし書中では、後期高齢者医療制度の財源へ充てる後期高齢者支援金等課税額の上限を「24万円」から「26万円」に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定となりますが、第2条の改正に伴い、本条第1項中に規定する課税限度額の改正に合わせて行い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、第2号では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を現行「29万5,000円」から「30万5,000円」に、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗じた金額を現行「54万5,000円」から「56万円」にそれぞれ引き上げ、低所得者層に対する保険税負担の軽減を図ることとされたものです。

附則として、施行期日を令和7年4月1日とし、令和7年度以降の国民健康保険税から適用するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度立科町一般会計補正予算（第8号））について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

本日提出、立科町長。

補正予算書1ページをご覧ください。

令和6年度立科町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,633万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ61億6,394万9,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

令和7年3月31日に専決処分を行いました。

2ページから6ページまでは、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出になります。

7ページは、「第2表 繰越明許費補正」です。これは、令和6年度に予算化してある事業について、事業の進捗状況により翌年度に繰り越して執行するため、事業費

の限度額を定めるものであります。５款農林水産業費２項林業費、林道修繕事業２,８７０万８,０００円は、天候等の影響により作業が遅れ、年度内に竣工が間に合わないことから追加しております。また、橋梁長寿命化修繕事業、町営住宅建設事業については、事業費の確定及び令和６年度事業執行額により、それぞれ記載のとおり変更するものであります。

８ページは、「第３表 地方債補正」で、事業費の確定により限度額の変更をそれぞれ行いました。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

９ページ、１０ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括となります。

１１ページをお開きください。歳入となります。

２款地方譲与税から１３ページ２段目の９款環境性能割交付金は、交付額の確定による補正であります。

３段目の１１款地方交付税の特別交付税については、３月交付分の額の確定により１億４,２４２万６,０００円の増額となりました。

１４ページ、１３款分担金及び負担金は、実績による各種負担金の補正であります。

１４款使用料及び手数料の１目総務使用料３節温泉使用料は、湯湯量の減少に伴い減額となりました。それ以外は、使用料、手数料を実績によりそれぞれ減額補正をいたしました。

１５ページ、１５款国庫支出金１項国庫負担金は、交付決定または実績による補正です。

２項国庫補助金では、１目総務費国庫補助金、下段の説明欄００１物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、概算払需用額の額の確定に伴う９８３万７,０００円の減額であります。

１６ページ、３目衛生費国庫補助金１節保健衛生費補助金は概算による交付額確定による増額で、実績による精算は次年度になる見込みです。

そのほかの国庫補助金及び３項委託金は、交付決定または実績による補正となります。

１７ページ、１６款県支出金は、それぞれ事業実績、県費負担割合の確定による補正が主なものです。

１項県負担金１目民生費県負担金４節災害救助費負担金３３万５,０００円の増額は、能登半島地震の被災地支援職員派遣に係る災害救助費交付金であります。

２項県補助金２目民生費県補助金２節児童福祉費補助金、説明欄００２多子世帯保育料減免事業費補助金は、補助金の算定方法の改正に伴う２１９万３,０００円の増額です。

１９ページ、１７款財産収入１目不動産売払収入は、当該年度において西塩沢三葉住宅団地の分譲地販売実績がなかったことから１,１９５万１,０００円の減額補正をいたしました。

１８款寄附金は、実績による減額となります。

２０ページ、１９款繰入金３目立科町ふるさと基金繰入金の増額は、ふるさと寄附金の令和６年度先行受付分１７０万４,０００円を各事業への充当財源として繰り入れております。

次の5目森林環境譲与税基金繰入金は事業費及び当年度譲与税額の確定により310万6,000円を減額し、6目海外交流事業基金繰入金は事業費確定及び充当財源の振替により300万円の増額、8目観光牧場運営基金繰入金の増額は基金の廃止に伴い500万円全額を繰り入れるものとなります。

20ページ、21ページの21款諸収入は、それぞれ収入実績によるものであります。

22ページ、22款町債は、借入額確定に伴いそれぞれ補正をいたしました。

23ページからは歳出となります。

歳入の確定による財源内訳補正のほか、事業等の実績に伴い減額補正が主な内容になりますので、主要なものを説明いたします。

2款総務費1項総務管理費5目企画費の24ページ説明欄010230移住・定住推進経費では、修繕料、委託料の実績、空き家利用促進補助金、U I J ターン就業・創業移住支援金事業補助金の実績により375万8,000円の減額補正をするものであります。

次の010232地域おこし協力隊経費の補助金は、協力隊員への起業等支援補助金、定住支援補助金の実績により460万円の減額補正をいたしました。

25ページ、9目ふるさと寄附金事業費では、送料の値上げなど、実績により記念品代110万3,000円を増額するものであります。

26ページ、4項選挙費では、衆議院議員選挙の執行経費を実績によりそれぞれ減額いたしました。

28ページ、7項コミュニティ費では、権現の湯の運営に係る事業経費を実績に伴いそれぞれ減額し、全体で500万9,000円の減額補正となりました。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金は、財政安定化支援分の増により130万7,000円を増額補正するもので、29ページ、2目障害者福祉費では各種補助金及び障害者自立支援給付費の実績に伴う982万円の減額補正となりました。

30ページ、3目福祉医療費では扶助費を実績に伴い116万1,000円減額し、貸付金30万円は福祉医療費貸付金で、貸付実績がないため皆減となります。

5目臨時特別支援事業費、説明欄010316住民税非課税世帯等臨時特別給付事業経費の国庫負担金等精算返還金80万7,000円は令和5年度概算払需用額に対して事業費確定に伴う返還金であり、010364住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金は給付実績等により398万4,000円の減額となりましたが、750人の見込みに対し623人の給付実績でありました。

31ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費の3行目、説明欄010360低所得子育て世帯給付事業経費では実績により401万7,000円の減額補正で、令和5年度にほとんどの対象の給付が完了したことから申請が遅れた1名のみの給付実績となりました。

2目子育て支援費では業務委託料の262万9,000円の減額は、子ども・子育て支援事業計画策定に係る入札差金等実績によるものであります。

34ページ、3項高齢者福祉費1目高齢者福祉総務費876万5,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金で実績に伴うものであります。

2目高齢者福祉事業費123万円の減額は、生活管理指導に係る業務委託及び高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金は実績がありませんでした。

36ページ、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費では、高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種に係る委託料を実績に伴い303万5,000円の減額をいたしました。

39ページ、5款農林水産業費1項農林費及び40ページ、2項林業費は、事業実績による減額、歳入の確定による財源内訳の補正となります。

41ページ、6款商工費1項商工費2目商工振興費の472万2,000円の減額は各種補助金、信用保証料等の実績による減額で、3目地域交通対策費の220万円の減額は中仙道線（大屋方面）、丸子線の代替バスの運行補助金の実績によるものであります。

2項観光費1目観光総務費は、索道事業特別会計の実績に伴い、繰出金340万5,000円の減額補正をいたしました。

43ページ、7款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費1,216万9,000円は、入札差金、方法変更等による減額であります。

44ページ、9款教育費1項教育総務費は、フルタイム会計年度任用職員の給料及び時間外手当と各種補助金の実績により877万円の減額補正となりました。

2項小学校費は、消耗品及び扶助費の実績に伴い226万円を減額いたしました。

46ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費は、公用車購入の入札差金、姉妹都市委員会への負担金の実績により235万1,000円の減額となりました。

49ページ、10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費は、道路・橋梁等の災害が皆無であったことから皆減となりました。

12款予備費は1億7,499万3,000円を増額し2億7,864万円といたしました。

50ページ以降は給与費明細書となります。

以上、説明申し上げましたが、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（立山町町税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 1ページのところの「身体障害者又は」のところの特定免許情報のこと、そしてまた個人番号カードの記載がここに出てくるわけですが、この説明をもう一つお願いをいたします。

なお、これは身体障がい者だけが個人、いわゆるマイナ免許証のひもづけをされるということなんでしょうか。その説明をお願いいたします。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） 本年3月に法律が改正されて、マイナンバーカードの免許証という

ものが、免許証の代わりにマイナンバーカードを用いると、その情報が入ったものを用いるということになりましたが、障がい者の減免に対して免許証を確認することがありまして、それに応じて免許証またはマイナンバーカードを確認させてもらうということで、今回一部改正を行ったものであります。

以上です。

議長（今井英昭君） 8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 減免をするために本人を確認、身元確認をするときに、従来の免許証だけでなく、マイナ免許証も同時に確認ができるよということの追加ということですね。中身は分かりました。

そうすると、選択ができるということだと思んですけども、このひもづけについてはマイナ保険証と同様、マイナ免許証ということになりますけれども、これについては強制をされるものではないということでしょうか。その確認をお願いしたいと思います。

また、マイナ保険証になった場合もそうなんですけど、5年ごとにマイナンバーカードの確認をしなきゃいけなくて、その気がつかないのが何万件もあるというのが新聞にも出ていましたけれども、そういう場合はどうするのかということについては別にここでは規定はする必要ないということなんでしょうか。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

要は、普通免許証があればそれで確認できます。ただ、もうマイナンバーカードの免許証の場合はそれも確認できるということで今回増やして、強制をするものではありません。

それと、5年たった後のものについては、町税条例で規定するものではないと考えております。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。反対討論はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 今回の町税条例の変更については、減免に関わる個人確認というところで免許証もしくはマイナ免許証ということでの規定だというふうに聞きました。そこだけ見れば選択ができるという点では結構なことだと思いますが、しかし、このマイナンバーカードとのひもづけについては私は賛成をする立場にありません。したがって、選択ができるという点ではいいかもしれませんが、その一点で反対をいた

します。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。本件の採決については起立により行います。

本件について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、承認第1号の承認を求めることについては賛成多数で承認することに決定しました。

次に、日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） それでは質問をいたします。

国民健康保険税の医療分の最高税率を「65万円」から「66万円」に改め、また支援分を「24万円」から「26万円」に改めるという条例提案です。

まず最初に、税金に関わることというのは議会が始まったそもそもの発端だというふうに聞いています。国民に対する重税に対して議会が物を言うということで、税金に対する考え方を議論するというのは議会の最大のそもそもの、そもそも議会が始まった発端だというふうに私は認識しております。

そういう点を考えると、まず第一に質問したいのは、この住民の税金に関わる問題を専決していいかどうかということですね。結局、今も3月31日で法律が決まり、4月1日から施行するという国の下で、実際今は6月3日になっているわけですが、ここまで遅れている、遅れるという変な言い方ですが、やっぱり議会の議決を経てからでないと交付できないとすれば、これはちゃんと委員会に付して議論すべきだと考えます。これについてまず1点伺います。

次に、詳細の問題として、最高税率に達する方の人数、それからその影響額、また、それによって平均保険料がどれほど上がるのか、この3点についての数字をお示ください。また、5割軽減と2割軽減については、対象の税額が増えたことで対象になる人が増えるかなというふうに思っておりますので、これについても具体的な数字をお示ください。

以上です。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

先ほどの提案説明でも説明させていただいたとおり、令和7年4月1日施行ということで3月31日に公布されまして、法律の一部改正が公布されまして、本来であれば定例会や臨時会において議決いただくべきものですが、議会を招集する時間的余裕がないために専決処分ということをさせていただいております。

今回の引上げによる影響額につきましては、今回の改正のうち、基礎課税額である医療分及び高齢者支援分の限度額の引上げによる影響について令和6年度分の課税データにより試算した場合、医療分では11世帯が66万円を超えているのでプラス1万円となり、影響額は11世帯で11万円です。

高齢者支援分では4世帯が26万円を超えているのでプラス2万円となり、影響額は4世帯で8万円の増額です。もう1世帯は24万円を超えますが、限度額の26万円には満たなくなる結果で、影響額は1世帯で2,900円の増額、合計で5世帯8万2,900円の増額となります。

高齢者支援金分の限度額の世帯は医療費分でも限度額の世帯となりますので、今回の限度額の改正で、全体で11世帯19万2,900円の増額となります。

次に、軽減判定所得の見直しに伴い、新たに5割軽減となる世帯は5世帯7人で、2割軽減では5世帯11人、合わせて10世帯18人が改正により軽減を受けられることになり、税額では合わせて12万6,300円ほどが減額となる試算でございます。

いずれも課税データは前年のもので、3月議会、議案第6号の改正後の税率による試算でございます。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ただいま総務課長のほうから専決にした理由を述べていただきました。

しかし、今日は6月3日です。委員会は6月10日です。大して違いはないと思いますが。やっぱり委員会に付してちゃんと審議をすべきだと思うんですけども。国が決めたものを3月31日で公布され4月1日ということになると、もう議会の関与の意味がなくなりますね。議会できなく、そういう考え方でいえば、3月31日で4月1日に試行するということであれば、議会は必要ないと国が言っているのと同じです。ですから、前の寒川の議会は6月議会で議論されていきました。私もそうあるべきだと思います。やっぱりここは町民の税金に関わることなので、きちっと代表である議会が関与すべきだというふうに思うので、これは僅かな期間ですからね。3日なのか10日なのかということになりますので、これはやっぱりちゃんと議会にかけろべきだと思いますが、これについては町長、度重なって私も毎回言っているんですが、これは大事なことになるので私は言い続けているつもりです。これについては町長にご意見を頂きたいと思います。

さっき答えがなかったのが、平均保険料がそれによってどうなるのかという点の答えがなかったのをお願いします。

議長（今井英昭君） いいですか、両角町長。両角町長。

町長（両角正芳君） 担当課長のほうから何回もこのことについては、先ほど来説明を加えているはずであります。国のほうでは3月末での通達ですので、これを末端の行政が4月1日以降ということになりますと、議会を開いている暇はないわけでありまして。このことは少なくとも施行されて即影響の出る期間があるわけですので、そのところは専決、これは町長として専決処分することができますのでさせていただいているわけで、その報告を本日させていただいているところでありまして、ご理解賜りたいと思います。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） 平均国保料について答えさせていただきます。

試算の中ではそれはやってはいないんですが、増えるものが19万2,900円、減るものが、先ほど説明したとおり12万6,300円ということなので、平均的とすれば僅かな増となるということでございます。

以上です。

議長（今井英昭君） 8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 町長から、本来は議会にかけるものであるがそのいとまがないという、課長がおっしゃったのと全く同じことをおっしゃっているわけですが、地方分権一括法で地域のことは地域で決めると。国がそういうふうにしたからといって地方議会が認めなければこれは決まらないわけですね。だとすれば、4月1日施行だと国が望んだとしても、町はちゃんと議会を開いて決めるということは町の権限としてできることだと思います。いや、国が決めたことを即やらなければならないというんでは、地方分権の意味がない、地方主権の意味がない、地方議会の存在意義がありません。ここはやっぱり住民の権利に関わるものなので、私はちゃんと議会で時間を取って、議会の中で議論をして決めるべきものだというふうに思います。国がこう言っているからそのとおりやらなければならないということではないんです。町の議会が決めなければ決まらないわけですから、ここはその立場に立つべきではないでしょうか。最後に町長のお考えをお願いします。

議長（今井英昭君） 両角町長。

町長（両角正芳君） もう何度もこの件につきましては、今議会のみならずご答弁させていただいております。少なくとも国が決定したもの、これを地方で覆すということがどういう形でできるんでしょうか。そうではなくて、少なくとも国が決めた、それで施行された日、そこから先は、少なくとも今日はそれに対する専決処分の承認であります。専決処分の承認でありますので、これはあくまでも新しい議案として提案をして承認を受けているものではございません。ですので、委員会云々という話には私は至らないというふうに思います。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 原案に反対の立場で討論申し上げます。

まずは、国が決めたからといって即従わなければならないということになると、戦前の中央集権と同じであります。やはり地域のことは地域で決めるという立場からすれば、ちゃんと町の議会で審議をして決めると。専決処分によってやってはいけないことだということは意見として申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険の最高税率はずっと上がりっぱなしです。今、国民健康保険が払えない、重税感を持っている方が大変多いです。これについては、私たちは国の負担率を従来の会計全体の2分の1から保険給付費の2分の1にまで改悪されてきた歴史があります。今回の条例改正によって最高税率が上がるということについては賛成することはできないと。特に今、経済が低迷し、国民が、住民が大変苦しんでいるときに国民健康保険税の増額に道を開く、この決定には賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。本件の採決は起立により行います。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、承認第2号は賛成多数で承認することに決定しました。

次に、日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度立科町一般会計補正予算（第8号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 10番、今井 清です。

ページ、14ページの温泉の使用料の減についてお伺いします。

今回、254万3,000円減額なんですけど、これについては具体的に入館者数が減ったのかどうか、その辺は、細かいところを教えてください。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） すいません。ちょっと確認をしたいんですが、14ページの総務使用料の3節温泉使用料の188万5,000円のことを言っておられますか。（（そちらのほう）の声あり）はい。

まず、3節温泉使用料については、これは蓼科樽ヶ沢温泉の温泉使用料でして、すいません、ちょっと……。これは樽ヶ沢温泉の温泉使用料でして、ただいま、長期湯試験委託をしているんですが、水位を変動させて長期的に確認しているんですが、なかなか揚湯量が少ないということで、これについては相手方から一応減免ということで、その揚湯量に応じて減免をして188万5,000円を減額しております。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 給湯量が減っているのは承知しました。

権現の湯の使用料の65万8,000円減額なんですけど、これについては特に入館者数が減ったということでもいいのかどうか、確認します。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） お答えいたします。

入館者数が減ったということではございませんで、使用料等につきましてはコロナ禍前のおおむね令和元年度並みに回復をしております。予算につきましてはその程度を見込んでおったわけではございますが、若干そちらに満たなかったということで65万8,000円ほど減額をさせていただいたということでございます。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 今井です。

続けて、28ページのところで、今回、パートタイム会計年度任用職員の報酬を大分減額されていますが、具体的に職員対応としてこれは特に理由が、当初の計画とは予算額が大分変更になっていますが、具体的な理由があったら教えてください。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） お答えいたします。

特に100万円ほど減額はしておりますが、こちらにつきましてはスポット等のパートタイムの方の日数等によりまして、その実績で107万2,000円ほど減額となっております。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） まず、13ページの特別交付税についてお伺いをいたします。

特別交付税が1億4,000万円と大変多額交付されておりますけれど、この背景は主として何があったんでしょうか、というのが1点目です。

それから2点目、樽ヶ沢、先ほど今井議員も質問されましたが、揚湯量が減っているということで、年間500万円頂くことになっていたのがこの188万5,000円を返すという形になっていますけれど、これ量的にはどの程度のものが減っているということなんでしょうか。その数字をお示してください。

それから、17ページです。

多子世帯保育料減免事業費補助金、219万円増額になっています。先ほど計算方法の変更ということで伺ったんですが、これは県からの補助金があるということで、今、立科町では第3子が無料で、第2子が半額で、第1子は通常どおりということになっているんですが、どのこと、まあ説明をしていただければいいんですけども、県がどの程度の割合で無料化に関わっているのかということと、計算方法がどのように変わって増えたのかということについてお伺いをいたします。

以上です。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

地方交付税の特別交付税につきましては、3月の交付分の額の確定により1億4,242万6,000円の増額となっております。

ちなみに、昨年度も専決で1億7,788万6,000円の増額をしておりますので、3月の交付分確定のときに額が増えてくるという解釈でお願いしたいと思います。

それと、14ページの温泉使用料については、本来出るべき、条例でうたっているべき、契約でうたっているべきものの38%の減ということでした。ちょっと量的には今資料は持っていないんですけども、38%ほどの減ということで、それを基に計算をして188万5,000円の減額ということにさせていただきました。

以上です。

議長（今井英昭君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君） お答えいたします。

多子世帯の保育料の減免事業補助金の増額の分ですけれども、これを算定した当初は、県のほうでは3,000円を上限に何人分という形で計算をするということで当初予算に計上いたしました。ところが、今年度、令和6年度になって計算方法が変わりまして、これが実績の金額の2分の1補助というふうな計算方式になったことから、実績によりまして219万3,000円の増額となりました。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎日程第8 承認第4号～日程第10 承認第6号

議長（今井英昭君） 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））から、日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、この専決処分につきましては事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ3,603万4,000円を減額し、予算の総額を7億4,227万6,000円とするものです。

令和7年3月31日専決、立科町長。

2ページ、3ページは「第1表 歳入歳出予算補正」、4ページは事項別明細書の総括です。

5ページをご覧ください。

歳入のうち、1款1項国民健康保険税は、決算見込みにより1目一般被保険者国民健康保険税で408万5,000円の増額補正となり、当初の予算額よりも税収が確保できました。

次の3款2項1目保険給付費等交付金は、普通交付金で療養給付費等の確定に伴いまして3,480万円の減額となりました。

6ページ、5款1項1目一般会計繰入金は、実績によりまして、主に財政安定化支援分の増などにより130万6,000円の増額です。

2項国民健康保険支払準備基金繰入金は、1,190万6,000円の減額で、税収の増額及び歳出の補正に合わせて調整した結果、皆減となりました。令和6年度末での基金積

立残高は9,400万円余りとなる見込みです。

7款2項5目雑入は、令和5年度普通交付金の精算により、国保連合会からの返還金528万1,000円の増額です。

7ページから歳出となります。

1款1項1目一般管理費は、実績により各種事務処理手数料を減額いたしました。

続いて、7ページ下段から9ページまで、2款保険給付費は、全て実績による補正となります。

1項1目一般被保険者療養給付費は2,500万円の減、次の3目及び5目も実績により減額しております。

10ページ、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は750万円の減、続く3目及び次ページ3項は実績がなく皆減です。

9ページ中段から、4項1目出産育児一時金は実績が4件であり、50万円の減額です。

5項1目葬祭費は実績が14件であり、30万円の減額です。

10ページから12ページ、3款国民健康保険給付費納付金及び4款保健事業費も、全て実績または実績見込みに伴う減額です。

12ページ中段、5款1項基金積立金は、収支実績の見込みにより417万6,000円を増額しました。

6款1項1目一般被保険者保険税還付金も、実績による減額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

この専決処分につきましても、事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ19万円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億783万6,000円とするものです。

令和7年3月31日専決、立科町長。

この会計につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合で医療給付及び保険料の賦課を行い、市町村からは賦課された保険料を納付金として広域連合へ納付しているものとなります。

2ページは「第1表 歳入歳出予算補正」、3ページは事項別明細書の総括です。

では、4ページをご覧ください。

歳入ですが、1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、実績により 4 万 2,000 円の増額、3 款 1 項一般会計繰入金は、実績により事務費繰入金 16 万円の減額、4 款繰越金は確定によるものです。

続いて、5 ページは歳出になりますが、1 款 1 項総務管理費は、実績により事務的経費の減、3 款諸支出金も実績による減額です。4 款予備費で調整をいたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

令和 6 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

この専決処分につきましても、事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ 6,474 万 4,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 9 億 8,490 万 1,000 円とするものです。

令和 7 年 3 月 31 日専決、立科町長。

2 ページ、3 ページは「第 1 表 歳入歳出予算補正」、4 ページは事項別明細書の総括です。

5 ページをご覧ください。

歳入ですが、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、異動などの実績により 569 万 8,000 円の増額です。

4 款 2 項 1 目調整交付金は、介護給付費などの実績により 1,524 万 8,000 円の減額、6 目事務費交付金は、交付金確定により 70 万円の増額です。

5 款支払基金交付金も、国庫支出金と同様に、介護給付費等の実績に伴い 3,728 万 7,000 円の減額です。

6 ページ、8 款 1 項一般会計繰入金は、それぞれ、介護給付費、事務費等、低所得者保険料軽減分及び地域支援事業などの実績に伴う補正により、合計で 860 万 7,000 円減額となりました。

2 項基金繰入金は、収支実績の見込みにより皆減といたしました。

次に、歳出ですが、7 ページからになります。

7 ページは全て一番右側の説明欄が空白ですが、これは財源内訳の変更のみで、予算額の補正はございません。以降もこうした説明欄の空白の場所がございますけれども、説明は割愛をさせていただきます。

8 ページ、1 款 3 項介護認定審査会費は、実績により皆減です。

2 款保険給付費 1 項 1 目介護サービス等給付費は、主に居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の実績により 3,443 万 4,000 円の減額、及び補助金 177 万 1,000 円の減額は、居宅介護住宅改修費補助金の実績によるものです。

9 ページ、2 項 1 目介護予防サービス等給付費は、主に居宅予防住宅改修費補助金等の実績により 154 万 4,000 円の減。

10 ページから 11 ページにかけまして、4 項高額介護サービス費から 6 項高額医療合算介護サービス費まで、実績に伴う減額です。

12 ページ、3 款地域支援事業費 1 項包括的支援事業・任意事業費です。

2 目任意事業費は、主に成年後見人等報償費などの該当がなかったことにより 118 万円の減額です。

4 目生活支援体制整備事業、及び 13 ページ、5 目認知症総合支援事業費についても、実績に伴う減額です。

14 ページ、4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、収支の実績見込みにより 2,000 万円を増額しました。これにより、令和 6 年度末での基金積立残高は 1 億 6,300 万円余の見込みです。

予備費では、収支見込みにより 4,134 万 8,000 円を減額しましたが、予備費の残額 5,400 万円余は、次年度において各種交付金や負担金との精算をする仕組みになっているため、国や県などへの支払いがおおよそ 5,200 万円程度発生する見込みであることから、その財源と確保し、繰り越すためのものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。

日程第 8 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 9 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））について、質疑のある方の発言

を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） まず、ページ数が6ページ、6ページですね、低所得者保険料の軽減繰入金ということなんですけれども、10万6,000円増えましたということで、低所得者ということなんですけれども、これによって何人がその対象になったかということと、合計の人数を教えてください。これが1つです。

それから、2つ目の質問は給付費なんですけれども、9ページの介護サービスも予防もそうかと思うんですけれども、全体として減らしていることの背景なんですけれども、昨年以來、訪問介護の報酬が大幅に切り下げられて、それで事業所の数が全国では激減しています。うちの町は辛うじてあるわけなんですけれども。まず、この背景に訪問介護の事業所の数の変動によるサービス量の低下があったのかどうかということですね。この立科の介護圏というか、そこの実態についてどうなのかということ、まずお聞かせいただければと思います。

それと連動するんですけれども、介護の給付費の増額——全体の数が減っていることの原因ですよ、人数が減ったのか、サービスする事業所も含めたサービス量が減ったのか、その背景についてご説明をお願いします。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、全てにおきまして、請求または交付の確定などに伴います金額の変動に伴います補正予算でございます。

まず、1点目の低所得者の保険料の人数等につきましては、申し訳ございませんが、資料を持ち合わせておりません。実績としてこのように収入の金額が出てきたというところの補正でございます。

次に、介護事業所の変動またはそれらの要因ということなんですけれども、これも冒頭で申し上げましたように、請求による金額が減少しているという事実から、この補正

予算で減額を計上したというところでございまして、それぞれ個別の実情については、現場で聞き及んでいることもあるかもしれませんが、全体として現時点で把握はしておりません。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 私も「何人ですか、聞きますから」と事前にお話ししておかなかったので、数字を持ち合わせていないということは、私の努力不足ということでしょうかなかなと思うんですが、低所得者の保険料軽減分が増えているということは、それだけ厳しい世帯が増えているのかなという背景は知っておきたいと思うので、後日報告をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それが1つ。

もう1つは、ここで数字はもちろん請求があった数を載っているんだというのは、そうでしょう。事務方としては、それは基礎的な問題なので、それは当然のことだと思いますが、やはりなぜ減ったのかについては、私は知っておく、把握しておかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよ。

それは昨年も議会の陳情なんかがありましたけれども、訪問介護費の、この賃上げの時代に訪問介護がかなりカットされたと、そういうことで事業所が立ち行かなくなって、あちこち閉鎖になったり、あるいは量が減ったりということが実際に起こっているわけですね。当町においてもその反映があるのではないかということは、つかんでおかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよ。対象の人数が減ってサービス量が減ったのか、やっぱりその背景の数字が減った背景は、私は、つかんでおく責任があると、町としてはね、そう思うんですけれども。

これについては、上げられた数字を並べただけだよというんでは、お役目上はちょっと足りないんじゃないかなと思うんですが、これについて把握する努力というか、それについてのお考えをお聞きしたいです。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

そうした実情などにつきまして把握する努力は、おっしゃるとおり必要であるというふうに考えております。

また、実情の情報などにつきましては、断片的に情報を得たものについてこうした場でお答えをするということは、その内容が偏るおそれもありますので、そうした個別の内容につきましての答弁は、原則としては差し控えさせていただきたいと、情報を得たとしてもですね、いうふうに思います。いうことで、ただ全体のやはり傾向といますか、全てのものの把握といますのは、それは必ずしも完全にできるかというのは、これはちょっと難しいなというのが現状感じているところでございます。

いずれにしても、可能な限りそうした実情についての把握自体には努めてはまいりますけれども、どの程度こうした場でお答えをできるかというのは、またちょっと

別のことになろうかというふうに考えます。

それから、低所得者の保険料の件につきましては、また人数等は確認したいと思いますが、ご確認されたのが人数と何でしたか。（（全体の軽減者の人数）の声あり）軽減者の人数ということですね。それはまた確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（今井英昭君） 8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ただいまの課長さんのお答えなんですけれども、訪問介護費、つまり1時間当たりの報酬が減っているので、同じ時間やったとしても全体としては減るのは当たり前なんですよね、ある意味ね、そういうふうに思うわけです。

だから、サービスを受けている対象者の数が減って金額が減っているのか、もしくは報酬が減らされたことによって請求額が減っているのか、あるいは事業者の数が減っているから減っているのか、これについてはやはり、町民の介護というかね、町民の健康や暮らしぶりをちゃんと保障しなきゃいけない役場としては、当然把握しておかなければならないことではないかなと思うわけなんです。

ご努力いただけるということなんです、やっぱり課長さんのところに町民がかかった介護施設サービスの全ての情報が集まるわけですから、やはりその努力はお願いしたいなということを述べて、最後にその問題をもう一度お願いいたします。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えといたしましては、先ほどと同様というふうに思いますが、状況についての把握には努めてまいります。

ただ、全てを保障する立場というふうに、私、今ちょっと記憶しておりますが、保障する立場ではないというふうに思っておりますので、可能な限り実情は把握しまして、何かできることがあれば、それはそのときにそういうこともあろうかというふうには思っております。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

◎日程第11 承認第7号

議長（今井英昭君） 日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。篠原産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 篠原 英男君 登壇〉

産業振興課長（篠原英男君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,399万円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

令和7年3月31日に専決処分を行いました。

2ページ目は、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出になります。

3ページは、「第2表 地方債補正」です。辺地対策事業の実績により、限度額を4,510万円に減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

4ページをご覧ください。4ページは歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

5ページは歳入になります。

1項繰入金は、事業費の確定等により一般会計からの繰入金を340万4,000円減額するものでございます。

3款諸収入は、指定管理者納付金と消費税の確定により338万円増額するものでございます。

4款町債は、辺地対策事業の実績により110万円減額するものでございます。

6款国庫支出金は、事業実績により8万5,000円減額するものでございます。

6ページは歳出になります。

1款1項索道事業費1目リフト事業費は、それぞれ事業費確定により合計で75万2,000円減額いたしました。

歳入歳出の差額45万7,000円は、3款予備費で調整を行いました。

以上、説明申し上げましたが、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

す。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 10番、今井 清です。5 ページ、歳入の諸収入の指定管理者の納付金について伺います。

この金額210万ですかね、この金額については昨年と比較してどうだったのか、お伺いします。

議長（今井英昭君） 篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君） 大変申し訳ございません。ちょっと昨年度の数字と比較した数字を今持っておりませんので、ちょっと比較した数字をお答えすることができません。

一応、今年度の指定管理者納付金について計算させていただいたところ、営業収入の0.5%ということで計算をしまして、210万円増額という形の増額になっておりますが、申し訳ございません、ちょっと昨年度と比較の情報を持っておりませんので、お答えできません。

以上になります。

議長（今井英昭君） 今井 清議員。

10番（今井 清君） 数字は後で結構です。

実際には、納付金の関係もあるんですが、具体的な収入等は増えていたかどうかという、その内容については確認は取れているんでしょうか、お伺いします。

議長（今井英昭君） 篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君） お答えをいたします。

指定管理者の納付金のほうを算出するに当たって、指定管理者のほうから決算書を頂いておりますので、そちらのほうで確認をしております。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩とします。再開は1時半からです。休憩に入ります。

（午後0時00分 休憩）

(午後 1 時30分 再開)

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、荻原町民課長から発言を求められていますので、それを許可します。荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 恐れ入ります。午前中にご質問を頂いた件について、お答えをいたしたいと思います。

承認第 6 号 令和 6 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてのご質問でございますが、6 ページの 8 款 1 項 3 目低所得者保険料軽減繰入金に關しての対象者人数は何人かというご質問につきましては、816 人が対象でございます。

なお、この補正に關しましては、当初予算では概算で金額を計上しておりますので、実績によりましてこのような補正が生じると、例年そのような形で計上をさせていただいているというところでございます。

以上です。

◎日程第12 報告第 2 号～日程第14 報告第 4 号

議長（今井英昭君） 日程第12 報告第 2 号 専決処分事項の報告についてから、日程第14 報告第 4 号 令和 6 年度立科町一般会計事故繰越しの報告についてまでの 3 件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。竹重総務課長、登壇の上、報告願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 報告第 2 号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第 1 項により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

本日提出、立科町長。

2 件の報告があり、裏面以降は専決処分書になります。ご覧ください。

1 件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決することができる事項として議決されております。この損害賠償額の決定について、3 月28日と 4 月25日に、それぞれ専決処分を行いましたので、議会に報告を申し上げます。

1 件目は、1、損害賠償の額は34万8,050円、2、損害賠償の相手方は記載のとおりです。3、事故の概要は、令和 7 年 2 月10日午前10時15分、職員が運転するごみ収集車が方向転換するため後進したところ、後続の相手車に接触し、損傷を与えた物損事故です。

2 件目は、1、損害賠償の額は 1 万4,730円、2、損害賠償の相手方は記載のとおり

りです。3、事故の概要は、令和7年3月14日午後5時10分、町道商店街線を走行中、横断側溝の欠損によりグレーチングが外れ、左後輪タイヤを損傷した物損事故です。

この2件の損害賠償に係る費用は、町が加入する保険により補填されます。

この報告については以上でございます。

報告第3号 令和6年度立科町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記繰越計算書のとおりに報告します。

下記の6事業は、令和6年度内に事業が完了しないことから、令和7年度に繰越しを行いました。

繰越し理由としましては、2総務費1項総務管理費、公用車更新事業は、令和6年12月に発注し、車両納入期間が2年度にわたるため。

3款民生費2項児童福祉費、出産・子育て応援交付金システム改修事業は、改修の詳細が示されず、事業が2年度にわたるため。

5款農林水産業費2項林業費、林道改修事業は、天候等の影響により作業が遅れ、年度内の事業完了が困難であったため。

7款土木費2項道路橋梁費では、町道改良事業は、町道外倉峰線拡幅事業について全体事業の見直しが必要となり、事業が2年度にわたるため。

また、橋梁長寿命化修繕事業は、追加工事等が判明し、年度内に完了させることが困難であったため。

4項住宅費、町営住宅建設事業は、移住定住促進住宅の工事期間が2年にわたるためであります。

翌年度繰越額は合計4億2,510万9,000円で、国県支出金、地方債等の財源内訳については、記載しているとおりでございます。

本日提出、立科町長。

この報告は以上でございます。

報告第4号 令和6年度立科町一般会計事故繰越しの報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、下記事故繰越し繰越計算書のとおりに報告いたします。

2款総務費1項総務管理費、蓼科樽ヶ沢温泉長期揚湯試験委託事業において、右端の欄に説明がございましたが、長期揚湯試験において揚湯量を調整しながら水位の変動を長期的に確認する必要があったため、令和5年度に予算計上した事業を令和6年度に繰越しし進めてまいりましたが、水位の安定に至らず試験を継続する必要があることから、この避け難い事情により220万円を令和7年度に事故繰越しとしました。

財源につきましては、全て一般財源となります。

本日提出、立科町長。

以上で報告を終わります。

◎日程第15 報告第5号～日程第16 報告第6号

議長（今井英昭君） 日程第15 報告第5号 令和6年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第16 報告第6号 令和6年度立科町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題とします。

本件について、報告を求めます。羽場建設環境課長、登壇の上、報告願います。

〈建設環境課長 羽場 雅敏君 登壇〉

建設環境課長（羽場雅敏君） 報告第5号 令和6年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告を申し上げます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告するものです。

繰越計算書の対象事業につきましては、六地藏橋水管橋更新工事、水管橋更新工事に伴う設計監理委託業務、夢の平簡易水道自動水質測定装置設置工事の3事業であります。

水管橋の更新工事は、河川内の工事に伴う協議等に時間を要したことによる工期、期間の延長であります。

自動水質測定装置の設置工事は、工事材料の調達に時間を要したことによる工期の延長です。

3事業の合計で5,071万円を令和7年度へ繰り越すものであります。

財源の内訳等は記載のとおりです。

なお、3事業ともに、令和7年5月までに工事は終了しておりますことを申し添えさせていただきます。

本日提出、立科町長。

報告は以上です。

続きまして、報告第6号 令和6年度立科町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告を申し上げます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告するものです。

繰越計算書の対象事業につきましては、立科町立科浄化管理センター耐震工事に関する協定であります。

協定締結先において工事施工業者の決定に時間を要したため、1億8,403万円を令和7年度へ繰り越すものであります。

財源の内訳等は記載のとおりです。

なお、年度末に協定締結先において工事施工業者が決定され、現在、工事が進められておりますことを申し添えさせていただきます。

本日提出、立科町長。

報告は以上であります。

◎日程第17 議案第36号～日程第18 議案第37号

議長（今井英昭君） 日程第17 議案第36号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第18 議案第37号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第36号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

今回の改正は、人事院規則の改正に伴い一部改正を行うものであって、当町が準拠する長野県においても同様の一部改正が行われております。

1 ページの改正分をお願いいたします。

第5条の3第2項中では、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、当該子を養育するために職員が請求した場合には、請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、勤務時間外の勤務をさせてはならないこととして、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するために、対象となる子の範囲を拡大するものであります。

同条第2項前段中では、「第1項及び」を削り、「前」の次に「3」を加えることで、「第1項及び前項」を「第3項」に置き換え、第2項において、家族の要介護者を介護する職員についても準用をいたします。

以下の改正により、第2項を読み替えると、養介護者のある職員が、町長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、勤務時間外の勤務をさせてはならないこととなり、その他、第12条第1項も含め、文言の所要の改正を行い、職員の仕事と介護の両立を支援する改正であります。

第12条の2の次に次の2項を加え、第12条の3第1項において、配偶者等は家族を示します。配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認として、第12条の3では、職員が配偶者等が該当職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、該当職員に対して仕事と介護との両立に資する制度または措置、その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

第2項では、職員に対して、該当職員が40歳に達した日に属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならないと規定します。

勤務環境の整備に関する措置として、第12条の4では、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないと定め、第1号から第3号を規定しております。

この2条を追加することにより、家族の介護の必要性が生じた職員への仕事と介護の両立支援制度の周知、意向確認や、職員への早期の情報提供及び研修の実施や相談体制の整備など、職場環境を整え必要な制度を選択できるよう支援することが趣旨となります。

附則、第1項として、施行期日を公布の日からとし、令和7年4月1日から適用するものであり、第2項として、経過措置を規定するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第37号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,366万1,000円を追加し、予算の総額を56億2,849万7,000円とするものであります。

本日提出、立科町長。

2ページから4ページは、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出になります。

5ページ、「第2表 地方債補正」では、辺地対策事業は、県の自然環境整備支援事業補助金の内示を受けたため、270万円を減額し、2,150万円と限度額を補正するもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

6ページ及び7ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

8ページをお願いいたします。歳入について説明いたします。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税不足額給付金給付事業の財源として3,500万円を計上しました。

新しい地方経済・生活環境創生交付金は、デジタル田園都市国家構想交付金が本年度から名称等の変更になった交付金で、このデジタル実装に2事業が採択されたことから、916万5,000円を計上しました。

この2事業は、公共施設予約システム導入事業195万5,000円と、デマンド型交通予約システム構築事業721万円であります。

16款県支出金2項県補助金10目商工費県補助金は、自然環境整備支援事業補助金の内示により、白樺湖園地及び竜ヶ峰見晴台園地の2事業で、264万2,000円を計上しま

した。

18款寄附金 1 項寄附金 1 目総務費寄附金では、ふるさと寄附金制度を活用した地域課題解決事業の申請が 1 件あったことから、ふるさと寄附金200万円を増額しました。

9 ページ、19款繰入金 2 項基金繰入金は、本補正予算では歳入が不足することから、財政調整基金繰入金2,000万円を計上し、歳入を補いました。

21款諸収入 4 項 1 目雑入は、コミュニティ助成事業補助金で、長野県市町村振興協会の地域活動助成事業の採択となった 1 地区分100万円を計上しました。

また、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金1,344万6,000円の減額は、本年度は昨年度同様の助成が実施されない通知があったことから、減額するものであります。

22款町債 1 項町債 4 目商工債は、先ほど申し上げました辺地対策事業で県補助金の内示を受けたため、270万円の減額となります。

続いて、10ページからは歳出となります。

なお、4月1日付の人事異動に伴う人件費の補正につきましては、会計年度任用職員分を合わせ、各款において所要の補正を行っております。

11ページ、5 目企画費では、コミュニティ助成事業の地域活動助成事業で、山部区の 1 件が採択されたことに伴い、歳入と同額の補助金100万円を計上いたしました。

8 目情報化推進費は、660万9,000円を計上しました。

説明欄、010216地域情報経費では、新しい地方経済・生活環境創生交付金は、長期継続契約による保守管理委託料の 3 年間分を交付金の対象としており、たてしなびによるデマンド型交通予約システムの令和 8 年・9 年度分の保守管理委託料も合わせて申請をし、採択となりましたので、2 か年分の保守管理委託料660万を計上いたしました。

また、010217電算管理経費は、庁舎インターネット回線料の値上げによる9,000円の計上であります。

9 目ふるさと寄附金事業は、ふるさと寄附金制度を活用した地域課題解決事業について、一般社団法人信州たてしな観光協会から、白樺高原花火大会を対象事業とした申請があったことから、歳入と同額の200万円を補助金として計上いたしました。

12目定額減税不足額給付金給付事業費は、令和 6 年の所得税額が確定し、定額減税及び定額減税調整給付金の合計が本来の額に達しない方に不足額を給付するもので、対象者の抽出が複雑で現段階では正確な数値は把握できませんが、12ページの説明欄、定額減税不足額給付金3,200万円のほか、事務費を含め3,500万円を計上しました。

14ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費は、財源内訳の補正となります。

15ページ、6 款商工費 1 項商工費 3 目地域交通対策費は、たてしなスマイル交通シラカバ線のバス車両の備品購入1,599万9,000円を計上しました。

2 項観光費 2 目観光振興費は、観光マーケティング調査業務に係る分析ツールで、

町が直接使用者となる必要が生じたことから、業務委託から使用料へ61万6,000円の科目変更を行うものであります。

3目観光施設費は、財源内訳の補正です。

17ページ、8款消防費1項消防費3目消防施設費は、茂田井公民館新設に伴い、警鐘楼解体撤去の要望が茂田井区から本年度にあつて、解体撤去の工事請負費83万6,000円を計上するものであります。

18ページ、12款予備費で432万9,000円を補正し、歳入歳出の差額を調整いたしました。

19ページ以降は、給与費明細書になります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第38号

議長（今井英昭君） 日程第19 議案第38号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 篠原 英男君 登壇〉

産業振興課長（篠原英男君） 議案第38号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,150万円を追加し、予算の総額を2億3,325万2,000円とするものです。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

本日提出、立科町長。

2ページをご覧ください。

2ページは、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出になります。

3ページは、「第2表 地方債補正」です。しらかば2in1スキー場南平クワッドリフト搬器安全対策工事と、蓼科牧場ゴンドラリフト索条交換工事を辺地対策事業で行うために、限度額を1億720万円に増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

4ページをご覧ください。

4ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

5ページは歳入になります。

5款町債は、辺地対策事業債として4,150万円増額するものでございます。

次に、歳出になります。

1 款 1 項索道事業費 1 目リフト事業費では、しらかば 2 in 1 スキー場南平クワッドリフト搬器安全対策工事により、修繕料予算を全て使ってしまうため、今後の緊急修繕に対応するため 800 万円、蓼科牧場ゴンドラリフト索条交換工事を行うための 3,350 万円、合計で 4,150 万円の増額になります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第 20 陳情第 1 号～日程第 22 陳情第 3 号

議長（今井英昭君） 日程第 20 陳情第 1 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書から、日程第 22 陳情第 3 号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情書までの 3 件は、5 月 16 日までに受付をいたしました。

上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は質疑の際に願います。

また、審査については、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

なお、この後、2 時 15 分より広報広聴委員会を第 1 委員会室で開催しますので、委員は参集願います。

（午後 2 時 04 分 散会）